

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	森林整備課	検索番号	1-1
法令名	森林法	根拠条項	10の3	
不利益処分	開発行為の中止及び復旧命令			
(根拠規定)				
<p>森林法第 10 条の 3 森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けずに開発行為をした者若しくは同項の許可に附した同条第 4 項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第 1 項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p>				
○開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて (平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整治第 2396 号)				
(処分基準)				
第 5 監督処分 (森林法第 10 条の 3 関係事項)				
<p>法第 10 条の 3 において「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができるとされているが、これは、違反行為に起因して法第 10 条の 2 第 2 項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断するものとする。</p> <p>監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することが必要であり、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。</p> <p>なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法 (昭和 23 年第 43 号) による代執行ができる。</p>				